

答 申 第 1 号

令和6年12月6日

十勝圏複合事務組合
組合長 米沢 則寿 様

十勝圏複合事務組合情報審査会
会長 佐々木 涼太

帯広市情報公開条例第19条（準用）の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年5月29日付け十複く第104-1号で諮問のあった下記の件について、次のとおり答申します。

記

令和6年3月25日付け十複く第330号公文書非開示決定処分に係る審査請求

答 申

第1 審査会の結論

十勝圏複合事務組合長（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対して行った、令和6年3月11日受付の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対する、同年3月25日付け公文書非開示決定処分（十複く第330号。以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 事案の概要

- 1 令和6年3月11日、審査請求人は、実施機関に対し同日付け公文書開示請求書を提出し、次の公文書について開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
 - ア 開示請求に係る公文書の名称又は内容
「新しくりんセンターを考える会」では、新中間処理施設整備に係る新中間処理施設整備検討会議（以下「検討会議」という。）を平成29年7月28日の第1回から令和5年10月27日の第36回検討会議まで、開催にあわせ何回も傍聴を希望したが傍聴できなかった。非公開とした、法的な理由と該当する条文の開示を求める。
- 2 令和6年3月25日、実施機関は、本件請求に対し、本件請求の対象である公文書が存在しないため、帯広市情報公開条例第11条第2項（準用）の規定に基づき、公文書非開示決定通知書により、本件処分を行った。
- 3 令和6年4月8日、審査請求人は、実施機関に同日付け審査請求書を提出し、本件処分の取消しを求めた。

第3 審査請求人の主張

令和6年4月8日付け審査請求、同年5月21日付け反論書、同年6月10日付け意見書及び同年9月2日に行われた意見陳述（その際に審査請求人から提出された書類を含む。）による審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

検討会議は、重要な会議であり、地方自治法上の附属機関に該当する。そのため、傍聴を認めないことを決定するにあたり、組合内の決裁や打合せ等が必要であり、その決裁文書や会議録等、傍聴を認めないことを決定したことが記載されている文書が存在するはずである。当該文書が存在しないことは考えられない。

第4 実施機関の説明

令和6年5月1日付け弁明書、同年7月5日付け意見書及び同年9月2日に行われた事実の陳述による、実施機関の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 十勝圏複合事務組合と構成市町村の関係について
十勝圏複合事務組合（以下「当組合」という。）は、地方自治法第284条に基づき設置される一部事務組合に該当し、地方公共団体が、事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体で、区域、権能及び構成員を持っており、19市町村を構成員として組織している。当組合の事務は、構成員である市町村の意向を踏まえながら進める必要があることから、打合せ等を行いながら事務を進めている。
- 2 検討会議の設置に至った経過について
平成29年2月の一般廃棄物中間処理施設整備検討報告書において、新中間処理施設の整備に向けた基本構想の策定にあたり、今後のごみ処理のあり方等を検討するため、構成市町村による議論を必要としていたことから、構成市町村のごみ担当課長等の職員を対象とした会議を検討会議として設置した（なお、このときの組織は「十勝環境複合事務組合」であり、その後の平成30年4月に組織統合に至っている。）。
検討会議は、会議自体に最終的な決定権はなく、構成市町村の意向等を確認するこ

とを主たる目的とし、会議への代理出席や関係職員の同席を運用上認めている。このような会議は、地方自治法に基づく附属機関ではなく、組合組織内部の会議と考えている。なお、審査請求人が指摘する帯広市の「附属機関等の設置及び運営について」は、帯広市内部の考え方（指針）を示した通知のため、当組合では準用していない。

3 検討会議の傍聴について

組織内部の会議であることや担当者間で活発な意見交換等を忌憚なく行う必要があることなどの理由から、そもそも傍聴を想定していない。また、傍聴を認める法令上の根拠もない。検討会議の開催にあたり、傍聴の希望があったとしても、傍聴に関する決裁やそれに関する打合せは行っておらず、窓口でお断りしたものである。以上のことから、本件請求に係る公文書及び該当する条文は不存在であり、本件処分を行ったものである。

なお、地域住民にも会議内容を伝える必要があると考えたことから、検討会議の概要は、当組合のホームページで公表している。

第5 審査会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書

審査請求人が実施機関に対して開示を求めている文書は、検討会議の傍聴を認めないことを決定したことが記載されている文書（以下「本件対象文書」という。）である。

2 本件対象文書の存否

本件は、実施機関が公文書不存在を理由として非開示とする本件処分を行ったものである。本件処分が違法又は不当なものといえるかを判断するにあたり、検討会議の傍聴の可否決定までの事務処理、そしてその前提として検討会議の位置づけについて検討する。

(1) 検討会議の位置づけについて

実施機関の説明によると、組合の構成員は19市町村であり、組合はその構成員の意見を踏まえながら共同で事業を進める必要がある。新中間処理施設整備基本構想の策定にあたっては同様に考えており、そのために構成市町村の意向等の確認を主たる目的に構成市町村の担当課長等で構成された検討会議を設置した。この検討会議は、先に述べたような性格の組合組織内部の会議であり、地方自治法上の附属機関には該当しないと考えていることから、傍聴に関する法的な根拠はないとのことである。実施機関の説明に特段不合理な点を見出すことはできない。

(2) 検討会議の傍聴の可否決定までの事務処理について

実施機関の説明によると、上記(1)に記載のとおり、検討会議は組合組織内部の会議と考えており、このような内部の担当者によって構成される会議は、そもそも傍聴を想定していない。傍聴の希望があったとしても、それに関して都度組織としての意思決定が必要とは考えていないため、傍聴について決裁や打合せは行わず、窓口において断っているとのことである。この点に関しても実施機関の説明に特段不合理な点は見当たらない。

(3) 結論

以上により、上記の2点について、実施機関の説明に不合理な点は認められず、ほかに実施機関の説明を否定するに足る特段の事情は認められない。本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明内容には不合理な点が認められないことから、本件処分は妥当であると考えられる。

第6 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
令和6年5月29日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和6年6月5日	・ 審査請求人に対し、口頭意見陳述の申立て及び意見書等の提出について照会
令和6年6月10日	・ 審査請求人から、口頭意見陳述の申立て及び意見書を受理
令和6年6月18日	・ 実施機関に対し、審査請求に係る意見書の提出を依頼
令和6年7月5日	・ 実施機関から審査請求に係る意見書を受理
令和6年9月2日	・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の事実の陳述 ・ 審議
令和6年12月6日	・ 答申

第8 十勝圏複合事務組合情報審査会委員（五十音順）

氏 名	備 考
阿部 勝利	
佐々木 涼太	会 長
野原 香織	会長職務代理者
三井 麻美	
村瀬 勝広	